

議 案 提 出 書

件 名 高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して慎重
かつ十分な議論を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和7年6月26日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者	長野市議会議員	寺 沢	さゆり
賛成者	長野市議会議員	和 田	一 成
		同 本 木	晋
		同 松 井	英 雄
		同 内 藤	武 道
		同 鈴 木	洋 一
		同 小 泉	栄 正
		同 浅 川	徹

高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して慎重かつ十分な議論を求める
意見書（案）

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、医療費が高額になる場合に患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

政府は、高齢化や高額薬剤の普及、医療の高度化等により、高額療養費が増大する中、被保険者の保険料負担を抑制するとともに、大切なセーフティーネットを持続可能なものとするため、本年８月から、高額療養費の自己負担上限額を見直し、段階的な引上げを予定していました。

しかし、その後、がん患者団体等から受診の抑制、治療継続の断念等につながるといった懸念が示されたことを受け、政府は、本年８月の実施は見合わせ、改めて方針を検討し、本年秋までに決定すると表明したところです。

高額療養費制度の見直しは、セーフティーネットとしての機能と社会経済情勢の変化、医療費の高騰など様々な観点から判断すべき案件であることから、現在、政府においては、保険者や医療機関などに加え、全国がん患者団体連合会などの患者団体も加わって「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」を開催し、今後、議論を進めていくこととしております。

全ての国民が安心して必要な医療を受けることができる社会を維持するために、本制度を必要とする方々の声を踏まえ、国会及び政府において自己負担上限額の引上げに関しては、慎重かつ十分に議論すべきです。

このことから、下記の事項について国に要請し、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して慎重かつ十分な議論を行うこと

令和 7 年 6 月 27 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛

長野市議会議長 西 沢 利 一